

平成 23 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 森 田 宏 文
(コード番号：3114 名証・大証第二部)
問合せ先 取締役 管理本部長 清 永 信 朗
電話番号 (03) 5777-5152

当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 津 田 由 行
(コード番号：8206 大証第二部)

調査委員会による調査報告書（最終）の受領に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 25 日付「子会社における不適切な取引及び調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成 22 年 11 月 29 日付「(追加) 子会社における不適切な取引及び調査委員会の設置に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、当社の 100%子会社でありました株式会社グローバルコーポレーションの過去の取引について、一部取引先との間で不適切な取引が行われていた可能性が確認されたことに伴い、社外の弁護士及び公認会計士により調査委員会を設置いたしました。

その後、平成 22 年 12 月 14 日に「調査報告書（中間）」を受領しておりましたが、今般調査委員会より「調査報告書（最終）」を受領いたしましたので、別添のとおり、その要旨についてご報告いたします。

本要旨には報告書原文と異なり、契約の秘密保持や個人情報保護等を考慮し、取引先の社名及び一部ヒアリング対象者の個人名が省略されておりますが、同報告書の全容を伝えるには十分な記載内容を掲載されており、これにより調査委員会の見解は網羅されているものと考えます。

尚、調査報告書（最終）による指摘を受けて、下記の過年度決算書類が訂正の対象となります。

訂正書類名	該当年度ほか	提出先	提出予定日・開示予定日
訂正報告書	平成 20 年 2 月期（半期・有報）	関東財務局	平成 23 年 1 月 13 日
	平成 21 年 2 月期（半期・有報）		
	平成 22 年 2 月期 (第 1～第 3 四半期・有報)		
訂正短信	平成 20 年 2 月期 (第 1～第 4 四半期)	大阪証券取引所 名古屋証券取引所	平成 23 年 1 月 13 日
	平成 21 年 2 月期 (第 1～第 4 四半期)		
	平成 22 年 2 月期 (第 1～第 4 四半期)		

以下は、調査委員会より指摘されました事象に関し、当社が決定いたしました過年度決算の訂正事項の概要であります。

1. 訂正する取引について

調査の結果、当社が訂正すべきであると決定した取引は下記の2件です。

- ① 平成18年12月1日付「不動産業務委託契約書」に基づく売上計上額 47,619 千円（税抜）
（売上計上時期：平成20年2月期第1四半期）
- ② 平成19年7月27日付「業務委託契約書」に基づく売上計上額 180,000 千円（税抜）
（売上計上時期：平成20年2月期中間期）

2. 訂正の理由

上記2件の取引については、当該「不動産業務委託契約書」及び「業務委託契約書」に基づく取引先からの入金額を売上の計上とするのではなく、別の不動産共同事業に対する出資金の回収とするものであります。そのため過年度決算において当該不動産共同事業への出資金に対する貸倒懸念額として計上をしていた貸倒引当金についても所要の修正を行います。また、この訂正に伴う消費税等、法人税等及び繰延税金資産についても各決算期への帰属に応じた修正を行います。

本件訂正に伴う過年度決算への影響額は以下の表のとおりであります。

【連結】

（単位：千円）

		訂正前	訂正後	影響額
平成20年2月期 第1四半期	売上高	955,806	908,187	▲47,619
	営業利益	▲94,566	▲142,767	▲48,200
	経常利益	▲98,545	▲146,746	▲48,200
	当期純利益	▲146,797	▲238,546	▲91,748
	純資産	6,954,709	6,862,960	▲91,748
	総資産	12,789,774	12,696,227	▲93,547
平成20年2月期 中間期	売上高	2,346,319	2,118,700	▲227,619
	営業利益	101,250	▲127,560	▲228,811
	経常利益	72,299	▲156,512	▲228,811
	当期純利益	▲183,633	▲356,725	▲173,092
	純資産	6,919,302	6,746,209	▲173,092
	総資産	13,542,471	13,283,816	▲258,654
平成20年2月期 第3四半期	売上高	3,430,591	3,202,972	▲227,619
	営業利益	▲362	▲229,246	▲228,883
	経常利益	▲41,514	▲270,398	▲228,883
	当期純利益	▲334,262	▲531,618	▲197,356

	純資産	6,762,993	6,565,637	▲197,356
	総資産	12,926,925	12,720,599	▲206,326
平成20年2月期 期末	売上高	3,933,334	3,705,715	▲227,619
	営業利益	▲215,901	▲454,901	▲239,000
	経常利益	▲289,658	▲528,658	▲239,000
	当期純利益	▲2,459,005	▲2,784,005	▲325,000
	純資産	4,658,893	4,333,893	▲325,000
	総資産	7,407,066	7,082,066	▲325,000
平成21年2月期 第1四半期	売上高	406,434	406,434	0
	営業利益	▲215,428	▲215,428	0
	経常利益	▲219,980	▲219,980	0
	当期純利益	▲224,540	▲224,540	0
	純資産	4,241,652	3,916,652	▲325,000
	総資産	6,778,679	6,453,679	▲325,000
平成21年2月期 中間期	売上高	1,010,566	1,010,566	0
	営業利益	▲749,850	▲749,850	0
	経常利益	▲753,464	▲753,464	0
	当期純利益	▲2,933,391	▲2,608,391	325,000
	純資産	1,505,422	1,505,422	0
	総資産	3,953,017	3,953,017	0
平成21年2月期 第3四半期	売上高	1,695,724	1,695,724	0
	営業利益	▲895,493	▲895,493	0
	経常利益	▲863,515	▲863,515	0
	当期純利益	▲3,277,104	▲2,952,104	325,000
	純資産	1,116,563	1,116,563	0
	総資産	3,517,433	3,517,433	0
平成21年2月期 期末	売上高	2,462,111	2,462,111	0
	営業利益	▲1,140,270	▲1,140,270	0
	経常利益	▲1,114,713	▲1,114,713	0
	当期純利益	▲2,863,290	▲2,538,290	325,000
	純資産	1,577,946	1,577,946	0
	総資産	2,971,174	2,971,174	0

平成 22 年 2 月期 第 1 四半期	売上高	302,763	302,763	0
	営業利益	▲76,219	▲76,219	0
	経常利益	▲82,896	▲82,896	0
	当期純利益	15,475	15,475	0
	純資産	1,521,376	1,521,376	0
	総資産	2,891,916	2,891,916	0

(注)

1. 訂正前及び訂正後の各利益の▲表示は、損失を表しています。
2. 平成 22 年 2 月期第 1 四半期以降は、訂正無し。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけする結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社は、調査委員会の調査報告書及び提言を真摯に受け止め、引き続き再発防止体制の維持に取り組んでまいり所存であります。

以上

【要約】
調査報告書
(最終)

平成 23 年 1 月 12 日

株式会社プロジェ・ホールディングス
調査委員会

委員長（弁護士） 佐川 明生

委員（社外監査役・弁護士） 砂川 祐二

委員（公認会計士・税理士） 原田 叔法

1. 調査委員会設置の経緯及び目的

株式会社プロジェ・ホールディングス（以下「プロジェ」という。）の100%子会社であった株式会社グローバルコーポレーション（以下「グローバル」という。）において、平成22年1月18日の監督官庁による任意調査を契機に、過去に一部取引先との間で不適切な取引が行われていた可能性があることが判明した。これによりプロジェの過年度の決算修正及び提出済の有価証券報告書等について訂正報告書の提出の可能性があることから、プロジェ取締役会は、早急に事実関係の詳細及び業績に与える影響の有無を調査し、第三者の立場で全容の解明を行うため、平成22年11月29日に社外の弁護士及び公認会計士による調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

当委員会は、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する委員会であり、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。

当委員会は、日本弁護士連合会から平成22年7月15日に公表された「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の考え方に沿って調査を実施した。

2. 当委員会の構成

当委員会は、弁護士2名及び公認会計士1名の3名で構成されている。

委員長	佐川 明生	（弁護士 弁護士法人クレア法律事務所）
委員	砂川 祐二	（弁護士 清風法律事務所・当社社外監査役）
委員	原田 叔法	（公認会計士・税理士 原田公認会計士事務所）

各委員はいずれもプロジェと業務上の契約関係等の利害関係はなく、プロジェから独立した立場で、プロジェのステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を期待しうる者である。

3. 調査期間

当委員会は、平成22年12月2日から平成23年1月7日まで調査を行った。

4. 調査対象

調査の対象であるグローバルは、平成13年4月に田中大輔氏によって設立され、不動産の売買・仲介や調査、コンサルティング等を事業の目的としていた。平成18年10月にプロジェの100%子会社となったが、その後は不動産市況の落ち込み等もあり、事業を縮小したが業績の回復に至らず、平成21年12月24日に解散を決議し、現在特別清算手続き中である。

当委員会は、一部取引先と不適切な取引を行った可能性があるとして、グローバルの「不動産業務委託契約」「業務委託契約」各1件に加え、グローバルがプロジェの子会社となった平成18年10月から、平成20年4月までにおける取引額1,000万円以上の「不動産業務委託契約」等全6件について、類似取引における不適切な取引の有無を調査した。それ以外は時間的制約等の関係から、①当該取引が発生した原因の究明、②当該取引の発生を防止できなかった原因の究明及び③再発防止策及び法令遵守体制の構築に対する提言、④当該取引の修正に伴う各事業年度の数値へ与える影響額の確認を目的と定め、その余は調査対象外とした。

なお、調査期間におけるグローバルの代表者は以下の通りである。

- ・会社設立～平成19年5月29日 代表取締役社長 田中大輔氏
- ・平成19年5月30日～平成20年4月30日 代表取締役会長 田中大輔氏
代表取締役社長 田中智子氏

※ 田中大輔氏と田中智子氏は共に平成20年4月30日付で取締役を辞任している。

※ 田中大輔氏と田中智子氏は夫婦である。

5. 調査方法

(1) 資料の精査

当委員会は、プロジェより開示された調査対象に関する各種資料の原本又は写しの精査を行った。また、類似取引の調査においては、プロジェのPCサーバー内に保管されているグローバルの契約書、謄本及び調査レポートなどの成果物等の写しの精査を行った。

(2) 当該取引先に対する聴取調査

当委員会は、平成22年12月4日午前11:00～12:00まで、当該取引先であるA社、B社の代理人弁護士に対して聴取調査を行った。

また、平成22年12月10日午後4:00～5:15まで、当該取引先の1社であるB社の代表取締役であり、同じく当該取引先の1社であるA社の実質的な経営者であるC氏

に対して聴取調査を行った。その際、当時グローバルとやり取りした電子メール等の呈示を受け、内容を確認した。

(3) 田中大輔氏、田中智子氏に対する聴取調査

当委員会は、平成22年12月8日午前10:30～11:50まで、田中大輔氏及び田中智子氏に対して聴取調査を行った。

(4) プロジェ代表取締役社長、森田宏文氏に対する聴取調査

当委員会は、平成22年12月2日午後3:00～4:00及び平成22年12月8日午後4:00～5:10、平成22年12月27日午後1:00～2:00、調査期間においてグローバル取締役社長室長（平成18年3月1日から平成19年5月29日まではグローバル監査役）であった森田宏文氏（現プロジェ代表取締役社長）に対して聴取調査を行った。

(5) グローバル元従業員に対する聴取調査

当委員会は、当該取引の実態及び類似取引における不適切な取引の有無を確認するため、平成22年12月3日午後1:30～3:00、グローバル元従業員D氏（元部長。退職済）、E氏（退職済）に対して聴取調査を行った。

また、森田宏文氏が平成22年11月25日に行った、調査期間においてグローバルの元従業員であったF氏（元部長。退職済）への聴取調査結果レポートを受領し、参考とした。

上記3名については、調査期間におけるグローバルの不動産事業を把握し、田中大輔氏、田中智子氏から直接業務の指示を受ける立場にあった人物として、調査対象に選定した。

(6) グローバルにおける電子メールの査閲

当委員会は、グローバルにおける調査期間における電子メールの査閲を実施したい旨、プロジェ代表取締役である森田宏文氏に要請したところ、グローバルの電子メールサーバーは既に廃棄済であり、電子メールは残っていない、とのことであった。上記(2)に記載の、C氏より呈示を受けた電子メールによれば、本件調査に係わるメールは、主に田中智子氏とF氏がやり取りを行っており（一部は赤井章三氏、D氏にも送信されている）、森田宏文氏には送信されていない。そのため、現在のプロジェ社内に設置されているPCからは当該取引に関するメールは発見されず、グローバルにおける電子メールの査閲は実施できなかった。

(7) 当時の取引金融機関担当者への聴取調査

当委員会は、森田宏文氏が平成22年10月21日に行った、調査期間において取引先

金融機関担当者であったG氏への聴取調査結果レポートを受領し、参考とした。

(8) 類似取引先に対する聴取調査

当委員会は、平成22年12月24日午後3:40より、類似取引6件のうちの1件の取引先であるH社の代表取締役I氏に対して、電話にて聴取調査を行った。尚、当該取引先について電話での聴取調査を行った理由は、当該業務が調査報告書の作成を主たる目的としていること及び当該取引先に対して過去に業務の委託を行っていたためである。

(9) プロジェ従業員への聴取調査

当委員会は、平成22年1月7日午後6:15より、現在のプロジェにおける再発防止策及び法令順守体制の構築状況について確認するため、プロジェの取締役管理本部長である清永信朗氏、内部監査室J氏に対して、聴取調査を行った。

(10) グローバル元取締役に対する聴取調査

当委員会は、平成22年1月6日午前11:00～12:00、調査期間においてグローバル元常務取締役財務部部長であった赤井章三氏（退職済）に対して聴取調査を行った。赤井章三氏は、平成19年5月30日～平成20年5月2日までプロジェの財務経理担当取締役も兼務しており、グローバルの資金の詳細な流れを把握していた人物として、調査対象に選定した。

(11) ステラ・グループ株式会社調査委員会との連携

当委員会は、平成22年12月17日付で設置された、プロジェの親会社であるステラ・グループ株式会社（以下「ステラ」という。）の調査委員会（以下「ステラ調査委員会」という。）と連携し、情報の共有や意見交換を行った。

6. 調査によって認定した事項

- (1) 当委員会の調査の結果、平成20年2月期におけるグローバルの下記「不動産業務委託契約」2件について、当事者の合意のもとに契約は成立しているものの、グローバルが実際に行った業務内容及び提出された成果物並びに調査により明らかとなった経緯に照らすと、当該契約に基づいてグローバルが受領した業務委託報酬については、同じ当事者間で、当該契約が目的とする不動産とは別の不動産を目的とした不動産共同事業に関してグローバルが拠出した事業遂行資金を、事実上グローバルに返還させたものと言い得るものであり、これらを売上として計上した当時の経理処理は適当で

はなく、訂正すべきであると認定した。

各取引の詳細は以下の通りである。

① 平成18年12月1日付「不動産業務委託契約書（以下「取引①」という。）」

業務委託者：A社

業務受託者：グローバル

業務委託報酬：5,000万円（税込）

受託業務完了報告書：平成19年3月16日

委託業務完了確認書：平成19年3月16日

請求書発行：平成19年3月16日

入金日：平成19年3月16日

領収書受領：平成19年3月16日

取引①については、A社がグローバルに対して、東京都中央区の不動産物件に関する各種調査、売却及び購入に係る媒介契約締結に係わる業務並びに売買契約に関する業務等を委託する契約になっている。

取引①は、平成19年3月16日にA社からグローバルに業務委託報酬の全額が支払われているが、それと前後して、平成19年1月29日付「不動産共同事業基本契約書」に基づく事業遂行資金として、グローバルからA社へ、平成19年1月30日に2億2,500万円、平成19年4月15日に4億2,500万円の合計6億5,000万円が拠出されている（以下「案件A」という。）。

取引①においてグローバルからA社に提出された各種調査の成果物はファイル1冊であることが認められた。その内容は物件概要、地歴調査結果、謄本のコピー、区役所・水道局などの当該地域に係る各種パンフレット、インターネットで検出したサマリー情報等であり、不動産業に精通していない人物が一見したところでは、「専門知識を持った人が詳細な資料を作成している」とも見えるものの、5,000万円の報酬に対する成果物としては、質量ともに乏しいと感ぜられるものであった。

② 案件Aの概要

A社がグローバルなど数社から資金調達して建物付土地を購入し、建物を取壊した後、商業ビルを新たに建築した上で、ファンド等に転売することを目的とする事業。現在新たな商業ビルは建築されたが、売却には至っていない。

③ 平成19年7月27日付「業務委託契約書（以下「取引②」という。）」

業務委託者：B社

業務受託者：グローバル

業務委託報酬：1億8,900万円（税込）

受託業務完了報告書：平成 19 年 8 月 27 日

委託業務完了確認書：平成 19 年 8 月 27 日

請求書発行：平成 19 年 8 月 27 日

入金日：平成 19 年 8 月 27 日

領収書受領：平成 19 年 8 月 27 日

取引②については、B社がグローバルに対して、東京都中央区（取引①とは別物件）の土地及び計画建物に関する各種調査並びに売却活動支援等の業務を委託する契約になっている。

取引②は、平成 19 年 8 月 27 日にB社からグローバルに業務委託報酬が全額支払われているが、その直前である平成 19 年 8 月 22 日、平成 19 年 8 月 22 日付「不動産共同事業基本契約書」に基づく事業遂行資金として、グローバルからB社へ 1 億 9,500 万円が支払われている（以下「案件B」という。）。

取引②においてグローバルがB社に提出した各種調査の成果物はファイル 3 冊であることが認められた。その内容は物件概要、地歴調査結果、謄本のコピー、区役所・水道局などの当該地域に係る各種パンフレット、インターネットで検出したサマリー情報等であり、不動産業に精通していない人物が一見したところでは、「専門知識を持った人が詳細な資料を作成している」とも見えるものの、1 億 8,900 万円の報酬に対する成果物としては、質量ともかなり乏しいと感じられるものであった。

④ 案件Bの概要

B社がグローバルや金融機関から資金調達して建物付土地を購入し、建物を取壊した後、建物を新たに建築した上で、ファンド等に転売することを目的とする事業。旧建物は取り壊されたが、新たな建物は建築されず、当該土地は平成 22 年 11 月に競売となった。

(2) 取引①②に対する評価

i) 調査の結果、取引①②については共に、契約書、成果物（物件調査レポート）、受託業務完了報告書、委託業務完了確認書、請求書及び領収書など必要書類は完備されていた。

また、その前後に契約された不動産共同事業基本契約書に係る各種書類も完備されており、取引①②については外形的には契約が成立している。

しかし、前述のとおり、取引①②について、グローバルが、その高額な業務委託報酬に相当する業務を行っているものと評価することはできない。これは、グローバルが行った業務が、各種調査の成果物としてファイル 1 又は 3 冊程度の資

料を作成したに過ぎず、その内容も区役所、図書館又はインターネットなど第三者が作成したもののコピーであり、その入手も比較的簡便にできるものが多数を占めておりグローバル自らがその専門性を反映させて自ら作成した資料が殆ど存在しないこと、調査期間において取引先金融機関担当者であったG氏及び調査期間においてグローバルの元従業員であったのF氏への事情聴取からも、グローバルが、取引①②の目的とする不動産についてA社又はB社に買主を紹介したり、その他売却活動を支援する業務を行っていないと評価できることから、上記結論に至ったものである。

ii) 取引②にかかる「業務委託契約書」の日付は、平成19年7月27日とされているが、実際に契約書が取交された日は、平成19年8月22日付「不動産共同事業基本契約書」と同時期の同年8月22日頃である。田中智子氏が、B社の担当者であったK氏に対して送付した平成19年8月20日付け電子メールにおいて、当該「業務委託契約書」が「案」として添付されており、平成19年8月20日現在でも未だ契約書が作成されておらず、そのため同日以降に取り交されたことは明白である。

さらに、当委員会は、B社の代表取締役であるC氏から平成19年8月22日付「不動産共同事業基本契約書」に関する「購入申込書」の提出を受けたが、その日付は平成19年7月30日であり、実際に当該「業務委託契約書」が取交された同年8月22日頃においては、既に買主が決まっており、当該「業務委託契約書」に規定された業務は、実質上もはや必要ではなくなっていた。

これらの事実も、取引②が、別の不動産を目的とした不動産共同事業に関してグローバルが拠出した事業遂行資金を、事実上グローバルに返還させたもので、これらを売上として計上した当時の経理処理は適当ではなく、修正すべきであると認定した根拠となった。

iii) 取引①にかかる「業務委託契約書」の日付は、平成18年12月1日とされているが、調査期間において取引先金融機関担当者であったG氏の紹介で、田中大輔氏とC氏が初めて会ったのは、両名の供述によると平成19年1月中旬であり、その理由も「案件A」について6億円の拠出者を探していたC氏に、G氏がグローバルを引き合わせたというものである。このことからすると、当該「業務委託契約書」が実際に取り交されたのは、平成19年1月29日付「不動産共同事業基本契約書」と同時期の平成19年1月29日頃であると評価でき、C氏もその旨の供述をしている。なお、取引①の業務委託報酬金額が5,000万円であることについては、C氏によると、「本来、6億円の資金で足りたものを、田中大輔氏が5,000万円上乗せするから、その代わりに5,000万円の仕事をくれ」という田中大輔氏からの要請に基づくものであった、というものである。

iv) C氏及びA社・B社の代理人弁護士への聴取によれば、A社及びB社は、平成

19年1月29日付「不動産共同事業基本契約書」に基づく事業遂行資金として、グローバルからA社へ6億5,000万円が支払われている立場から、田中大輔氏及び田中智子氏からの「不動産共同事業は利益になるのに時間がかかる。当期のグローバルの利益を作るのに協力して欲しい。」という要請があり、やむを得ずその要請に協力して取引①②に応じたとのことである（なお、A社及びB社の所在地は同じであり、2社の経営は事実上一体であるとみられる。）。

一方、田中大輔氏及び田中智子氏への聴取によれば、「案件Aに6億5,000万円を出資しているのだから、グローバルにも利益のあがる仕事をつけて欲しい、との要請をした結果、取引①②の契約に至った。また、案件Aは回収まで時間がかかるので、少しでも保全を図る意味もあった」とのことであった。また、田中大輔氏及び田中智子氏は、「案件BはB社との共同事業として投資したものであり、取引②とは関係ない。取引①②ともに成果物は作成したし、問題ない取引である。」さらに、「平成20年2月期は十分に利益があがっており、利益を作るのに協力を仰ぐ必要など無かった」との主張をしている。

しかしながら、これらの主張は、取引①②の成果物の内容が乏しいものであること、取引①②の売上を含めたグローバルの平成20年2月期の営業利益1億1,100万円、経常利益2,300万円に過ぎない事実と矛盾するものである（なお、プロジェクトの平成20年2月期連結決算は営業損失2億1,500万円、経常損失2億8,900万円であった。）。また、当時B社の担当者であったK氏と田中智子氏がやりとりしていた電子メールによれば、「取引②で受領した1億8,900万円をどうやってお互いに経理処理するか。」について具体的な打ち合わせを行っており、田中智子氏が取引②で受領した1億8,900万円について、B社に返還する必要があることを認識していたことが認められる。

(3) 取引①②に対する結論

これまで述べたように、取引①②について契約は成立しているものの、その実体は、当時グローバルの代表であった田中大輔氏及び田中智子氏が取引先であるA社及びB社に対して多額の事業遂行資金を拠出していたことに関連し、売上協力を要請したものであると評価できる。田中大輔氏及び田中智子氏としては、グローバルとして多額の投資をしたのだから、儲かる仕事を紹介してもらおう、との意識であり、取引①にて受領した5,000万円はA社との案件Aと、取引②にて受領した1億8,900万円については、B社との案件Bと資金の流れが連動しており、電子メールのやり取りでも明らかなように「最終的にどのように処理をするか」調整する必要があるとの認識はあったと認められる。

よって、当委員会は、資料の精査及び関係者への聴取調査及びA社及びB社から

提示されたメールの内容の精査等を実施した結果、グローバルが実際に行った業務や成果物に照らせば、取引①②は、事実上、グローバルが拠出した出資金としての意味を有する別の不動産共同事業（案件A，案件B）への事業遂行資金の返還を目的とした取引と認められるものであり、これらに関して売上として計上した当時の経理処理は適当ではなく、訂正すべきであると認定した次第である（以下「本件訂正」という。）。

(4) 本件訂正に係る会計処理の概要及び過年度決算への影響額

調査の結果、訂正すべきであると認定した取引は下記の2件である。

- ① 平成18年12月1日付「不動産業務委託契約書」に基づく売上計上額 47,619 千円（税抜）（売上計上時期：平成20年2月期第1四半期）
- ② 平成19年7月27日付「業務委託契約書」に基づく売上計上額 180,000 千円（税抜）（売上計上時期：平成20年2月期中間期）

本件訂正は、A社及びB社からの入金額を売上の計上とするのではなく、不動産共同事業への出資金の回収とするものである。そのため過年度決算において当該不動産共同事業への出資金に対する貸倒懸念額として計上をしていた貸倒引当金についても所要の修正を行っている。また、この訂正に伴う消費税等、法人税等及び繰延税金資産についても各決算期への帰属に応じた修正を行っているが、ここで記載した数値については会計監査を受ける前のものであるため、今後会計監査の過程において繰延税金資産の回収可能性の判断等の事項について、修正が行われる可能性があることを申し添える。

本件訂正に伴う過年度決算への影響額は以下の表のとおりである。

【連結】

(単位：千円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成20年2月期 第1四半期	売上高	955,806	908,187	▲47,619
	営業利益	▲94,566	▲142,767	▲48,200
	経常利益	▲98,545	▲146,746	▲48,200
	当期純利益	▲146,797	▲238,546	▲91,748
	純資産	6,954,709	6,862,960	▲91,748
	総資産	12,789,774	12,696,227	▲93,547

平成 20 年 2 月期 中間期	売上高	2,346,319	2,118,700	▲227,619
	営業利益	101,250	▲127,560	▲228,811
	経常利益	72,299	▲156,512	▲228,811
	当期純利益	▲183,633	▲356,725	▲173,092
	純資産	6,919,302	6,746,209	▲173,092
	総資産	13,542,471	13,283,816	▲258,654
平成 20 年 2 月期 第 3 四半期	売上高	3,430,591	3,202,972	▲227,619
	営業利益	▲362	▲229,246	▲228,883
	経常利益	▲41,514	▲270,398	▲228,883
	当期純利益	▲334,262	▲531,618	▲197,356
	純資産	6,762,993	6,565,637	▲197,356
	総資産	12,926,925	12,720,599	▲206,326
平成 20 年 2 月期 期末	売上高	3,933,334	3,705,715	▲227,619
	営業利益	▲215,901	▲454,901	▲239,000
	経常利益	▲289,658	▲528,658	▲239,000
	当期純利益	▲2,459,005	▲2,784,005	▲325,000
	純資産	4,658,893	4,333,893	▲325,000
	総資産	7,407,066	7,082,066	▲325,000
平成 21 年 2 月期 第 1 四半期	売上高	406,434	406,434	0
	営業利益	▲215,428	▲215,428	0
	経常利益	▲219,980	▲219,980	0
	当期純利益	▲224,540	▲224,540	0
	純資産	4,241,652	3,916,652	▲325,000
	総資産	6,778,679	6,453,679	▲325,000
平成 21 年 2 月期 中間期	売上高	1,010,566	1,010,566	0
	営業利益	▲749,850	▲749,850	0
	経常利益	▲753,464	▲753,464	0
	当期純利益	▲2,933,391	▲2,608,391	325,000

	純資産	1,505,422	1,505,422	0
	総資産	3,953,017	3,953,017	0
平成 21 年 2 月期 第 3 四半期	売上高	1,695,724	1,695,724	0
	営業利益	▲895,493	▲895,493	0
	経常利益	▲863,515	▲863,515	0
	当期純利益	▲3,277,104	▲2,952,104	325,000
	純資産	1,116,563	1,116,563	0
	総資産	3,517,433	3,517,433	0
平成 21 年 2 月期 期末	売上高	2,462,111	2,462,111	0
	営業利益	▲1,140,270	▲1,140,270	0
	経常利益	▲1,114,713	▲1,114,713	0
	当期純利益	▲2,863,290	▲2,538,290	325,000
	純資産	1,577,946	1,577,946	0
	総資産	2,971,174	2,971,174	0
平成 22 年 2 月期 第 1 四半期	売上高	302,763	302,763	0
	営業利益	▲76,219	▲76,219	0
	経常利益	▲82,896	▲82,896	0
	当期純利益	15,475	15,475	0
	純資産	1,521,376	1,521,376	0
	総資産	2,891,916	2,891,916	0

(注)

1. 訂正前及び訂正後の各利益の▲表示は、損失を表す。
2. 平成 22 年 2 月期第 1 四半期以降は、訂正無し。

7. 本件訂正が発生した原因

(1) 取引①②に至った動機について

田中大輔氏は平成 18 年 10 月にグローバルがプロジェ(当時は同興紡績株式会社)の子会社となった際、プロジェの取締役役に就任し、グローバルの代表取締役社長を

兼務していた。その後平成19年5月30日にプロジェの代表取締役社長に就任、グローバルは代表取締役会長となる。(グローバルの代表取締役社長には田中智子氏が就任)

平成19年2月期におけるプロジェの連結決算は、グローバルの不動産事業による利益が寄与し、経常利益5億300万円、当期純利益2億8,900万円を計上した。また平成19年4月12日に発表したプロジェの平成20年2月期連結業績予想は、中間期は経常利益3億2,000万円、中間純利益1億3,500万円、通期においては経常利益7億円、当期純利益3億1,000万円とした。

しかしながら、所謂サブプライムローン問題に端を発した景気減速により、不動産市況も次第に影響を受けるようになり、不動産事業を主な収益源としていたグローバルにも少なからず影響を与えたと推察される。

このような状況の中、平成19年10月19日にプロジェは平成20年2月期連結の「業績予想の修正」を発表している。この中で中間期は売上高23億4,600万円(前回41億円)、経常利益7,200万円(前回3億2,000万円)、中間純損失1億8,300万円(前回中間純利益1億3,500万円)、通期では売上高106億円(前回と変わらず)、経常利益7億円(前回と変わらず)、当期純利益7,000万円(前回3億1,000万円)に下方修正している。しかし、修正理由について見てみると、中間期においては不動産事業の売上が一部下期にずれ込んだこと及び不採算事業の見直しを挙げて業績の下方修正の理由としているが、通期においては、不動産事業は順調に推移しており、他事業の売上減少及びコストの増加もカバーできる見込みとして、不動産事業の強気の見通しは変えていない。

しかし、平成20年2月期中間期においては本報告書において訂正すべきと認定した取引の1億8,000万円の売上がなければ経常利益7,200万円は経常損失となる状況にあった。平成19年2月期はグローバルの不動産事業によりプロジェグループ(プロジェ及び子会社)に対して大幅な利益をもたらし、プロジェグループの業績拡大を期待された田中大輔氏であるが、平成20年2月期に入ると更なる業績の上積みが見込めないばかりか、経常損失の計上という業績の悪化に直面することになる。さらに、田中大輔氏がプロジェの取締役就任後、株価においても下落傾向にあり、その面からも業績を上げる必要に迫られていたのではないかと推察される。

また、プロジェの株価は平成18年12月1日には258円(終値。以下同じ)であったが、田中大輔氏が代表取締役社長に就任した平成19年5月30日は174円。その後も中間決算時の平成19年8月31日は109円と下落しており、田中大輔氏は会社の業績を上げることで株価を上昇させたいとの意図があったと思われる。

(2) 本件訂正に対するステラ・グループ株式会社の係りについて

ステラ調査委員会による調査によれば、平成19年5月25日に田中大輔氏はステ

ラの取締役（総合不動産管掌役員）に就任し、その後平成19年11月28日に取締役を辞任するまで、その間ステラの取締役会に14回（開催17回。みなし決議1回を含む。）出席し、随時プロジェ、グローバルにおける業績の進捗状況について報告をしていたとのことである。しかし、個別案件についての具体的な説明は無く、ステラの他の役員もプロジェ及びグローバルの事業展開については、田中大輔氏に任せきりであった。

このようにプロジェ及びグローバルの不動産事業における個別案件については、ステラ取締役会において報告されておらず、本件訂正に係る取引①②について、ステラが田中大輔氏に指示をしたという事実は認められない。

一方、当時のステラにおいては主体的に子会社を管理する体制が構築されておらず、田中大輔氏が推進するプロジェ及びグローバルの不動産事業について、監視・監督機能が十分に機能していなかったと推察される。

（3）本件訂正が発生した原因

本件訂正が発生した原因として、統制環境上の問題及び組織体制上の問題があると考えられる。

森田宏文氏及びグローバル元従業員への聴取によれば、当時のグローバルにおいては、創業者である田中大輔氏が絶対的な存在であり、不動産事業の重要な決定は、田中大輔氏が単独で行っており、妻の田中智子氏でさえ、グローバルの代表取締役社長ではあったものの、実態は田中大輔氏が決定した案件の契約書作成などの実務処理を行う役割であった、とのことである。

取引①契約当時のグローバル不動産事業における社長決裁権限は「1億円未満」であったが、その後、平成19年4月25日開催のグローバル取締役会において「5億円未満」に変更されている。取締役会議事録によれば、変更の理由としては、「取り扱う案件規模が大きくなってきており、特に1億円を超える金額で契約を締結する案件が大多数を占めるようになってきたため。尚、5億円というラインは、前期末現在の総資産の約10%であり、これは現行規程作成時に、総資産の10%相当額を取締役会での承認・決裁案件の目安として1億円のラインを決めた時と同様の考え方に基づくものである。」とのことであった。また、当時グローバルの監査役として取締役会に出席していた森田宏文氏によれば、田中大輔氏は、「グローバルのような小さな会社は、決断するスピードで他社に勝つしかない。契約を決めるのに、いちいち取締役会を開いている時間は無い。」と説明していたとのことである。

その為、取引①②ともに社長決裁権限の範囲内となり、取締役会に諮ることなく「社内稟議書」のみで承認を行っており、これらの契約の詳細な内容については、他の取締役や監査役には、ほとんど知らされることがなかった。また、取引①②とも契約書、成果物、受託業務完了報告書、委託業務完了確認書等の書面も完備され

ており、取引の正当性を示すための体裁が整えられていた。

これらの結果、A社及びB社と直接交渉を行っていた田中大輔氏、田中智子氏以外には取引①②の実体に気付くことが出来なかったと考えられる。

8. 本件訂正の発生を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点

本件訂正の発生を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点として、④社内稟議システムの問題、⑤社内管理体制の問題が指摘できる。

当時の④社内稟議システムの問題としては、田中大輔氏の意向により、先述の通り社長決裁権限が5億円と極めて大きく設定されており、その結果ほとんどの不動産取引は社長決裁権限範囲内となったことが挙げられる。グローバルは田中大輔氏が設立した会社であり、それまで不動産事業において成功していたこともあり、田中大輔氏の意向が最重要であるとする雰囲気がグローバルにあった。プロジェにおいても、平成19年5月に本店を東京に移転し、田中大輔氏を含め東京における主要なメンバーはグローバルと兼務する状況で業務がスタートしており、田中大輔氏がプロジェの代表取締役就任したことも相まって、田中大輔氏の意向を最重要視するという雰囲気になっていた。

また、他の取締役及び監査役においては、「不動産事業に関しては田中大輔氏に任せておけば大丈夫であろう」といった考えから、「田中大輔氏とはいえ、周りが牽制を効かせて、ルールを逸脱しないように監視する」必要性に対する意識が低かったことは否定できない。

また、取引②の成果物として調査レポートを作成したのは不動産コンサルティング部であるが、森田宏文氏及びグローバル元従業員への聴取によれば、この部署は田中智子氏の直轄であり、業務受託の金額等に疑問を抱いたとしても、進言又は諫言できる状況には無かった。その他、財務部、営業部、総務部においても田中大輔氏及び田中智子氏への進言又は諫言は困難な状況にあった。

なお、内部監査室は設置されていたが、社内通報制度の整備もされておらず、内部監査室長は田中大輔氏の任命による総務部社員からの配属替えであり、他の部署同様、田中大輔氏及び田中智子氏への進言又は諫言は困難な状況にあった。

さらには田中大輔氏が平成19年5月30日にプロジェの代表取締役社長にも就任しているが、プロジェ取締役会にはグローバルで社長決裁範囲内の不動産案件については、全く報告がされていなかった。

以上のような状況から、親会社であるプロジェをはじめ、各部署や取締役会及び監査役の監視機能が脆弱であり、田中大輔氏及び田中智子氏に対する監視・監督機能が十分に機能していなかったことが、本件訂正の発生を防止できなかった原因及び管理体制上の問題点として指摘できる。

9. 再発防止策及び法令順守体制の構築

今後の再発防止策及び法令順守体制の構築は、下記の通り既に実施済であると認められる（ただし、グローバルは特別清算中であり、下記は全てプロジェを対象とする。）。

(1) 統制環境上の問題について

①本件訂正に関する役員の処分について

当委員会としては、本件訂正の発生の原因は田中大輔氏及び田中智子氏に原因があると認定した。当該取引①②を発案し、金額や支払日等の条件等を含めてA社及びB社と交渉したのは田中大輔氏と田中智子氏であり、その他の関係者は取引書、成果物、受託業務完了報告書、委託業務完了確認書等の書面も完備されており、取引の正当性を示すための体裁が整えられており、取締役会においても取引①②が諮られていないため、関与は薄い。

グローバルは現在特別清算手続き中であり、プロジェにおいても田中大輔氏は既に取締役を退任しているため、本件訂正に関する役員の処分については対応済であるとする。

②コーポレート・ガバナンスの改善について

現在、プロジェの取締役会は、代表取締役社長の森田宏文氏、取締役管理本部長の清永信朗氏、100%子会社である株式会社ドーコーボウ代表取締役社長である安部紀光氏、親会社であるステラ・グループ株式会社代表取締役である津田由行氏の取締役4名にて組織され、取引額1,000万円以上の不動産案件は全て取締役会決議事項とされている。

取締役会において不動産案件の取引を検証する際には、当該不動産情報以外に、取引先や契約書案、事業収支等の情報をもとに、慎重に判断する体制を構築している。

また、社外監査役として稲吉康司氏、砂川祐二弁護士（本調査委員・独立役員）、小川和洋公認会計士を選任しており、取締役会への出席等を通じて経営に対して第三者的な立場から監視機能を担っている。また、監査役は必要に応じて会計監査人であるフロンティア監査法人と連携し、業務上や会計上の課題等について情報を共有できる体制を構築している。

③コンプライアンス意識の改善について

プロジェではコンプライアンス規程をはじめとする各種規程類について、定期的に役職員全員を対象として研修会を開催し、内容の周知徹底を図るとともに、相互牽制・監視を行う姿勢を培い、不適切な取引や会計処理等を未然に防止する体制を

構築している。

上記②③については、平成21年5月27日開催のプロジェクト取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」が決議されている。

(2) 組織体制の問題について

① 社内稟議システムに関する改善策

現在プロジェクトにおいては、キャッシュアウトを伴う1,000万円以上の営業上の契約及びその他の約定額500万円以上の契約は取締役会決裁と定められている。その為、ほとんどの不動産案件は取締役会において検証することとなり、代表取締役社長に決裁権限が集中しない体制となっている。これは平成20年12月24日付で制定された「職務権限規程」に基づく。

② 内部監査室のチェック体制に関する改善策

当時のグローバルの内部監査室長は退職済である。現在、プロジェクトの内部監査室は1名の専任人員が、内部監査規程に則って監査計画を策定し、監査を実施している。また、平成20年12月24日付で内部通報規程を制定し、定期的を開催している社内研修会を通じて役職員全員に対し、顧問弁護士への内部通報制度の周知徹底を図るなど、不正を監視する組織作りが行われている。

③ 内部統制の構築の状況

森田宏文氏、清永信朗氏、J氏らへの聴取によれば、プロジェクトにおいてはJ-SOX法の導入準備のため、平成20年3月28日付で三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下「三菱UFJコンサル」という。）と内部統制の構築に関する「コンサルティング契約書」を締結し、社内規程の整備、いわゆる内部統制文書の3点セット（業務記述書・リスクコントロールマトリックス・業務フロー図）の作成等の作業を行った。平成21年3月からは実際の運用期間に入っているが、現在まで大きな問題もなく運用されており、監査法人の内部統制監査においても「適正」と認められている。三菱UFJコンサルには、平成21年3月以降現在に至るまで、引き続きコンサルティング契約を継続し、随時指導を受けている。

10. 類似取引における不適切な取引の有無について

当委員会は、類似取引における不適切な取引の有無について、グローバルがプロジェクトの子会社となった平成18年10月から、田中大輔氏、田中智子氏が辞任した平成20年4

月までにおける，取引額 1,000 万円以上の「業務委託契約」等全 6 件を調査した。

調査方法は，資料の精査及びグローバル元社員に対する聴取調査である。その結果，これら 6 件の類似取引については，いずれも不適切な取引とは認められなかった。

1 1. 調査結果の総括

以上の通り，当委員会による資料の精査，関係者への聴取調査の結果，取引①②について，「不適切な取引」であったことは否定できない。よって，取引①②に関する売上は，これを訂正すべきである。

なお，現在のプロジェの不動産事業においては，職務権限規程に基づき，ほとんどの不動産案件が取締役会で諮られ，親会社，内部監査及び内部統制等によるチェック機能も働いており，同様の問題が起りうる可能性は無くなっているものと評価される。

以上